

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年5月20日現在

機関番号:14501

研究種目:挑戦的萌芽研究 研究期間:2010~2012 課題番号:22653016

研究課題名(和文) 政治哲学と憲法学の対話を通じた「新しい権利」論の可能性に関する萌

芽的研究

研究課題名(英文) In search of a new theory of rights: A dialogue between political

philosophy and constitutional law

研究代表者

飯田 文雄 (IIDA FUMIO) 神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号:70184356

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、近年共生社会論の台頭と共に提起された「新しい権利」論に関して、政治哲学と憲法学の知見を統合し、新しい分析装置を開発することにある。そのため、欧米の憲法学における政治哲学的研究への様々な反応を、新しい権利の権利主体毎に整理し、既存の政治哲学的研究の意義と限界を解明した。更に欧米の憲法学的研究に対する政治哲学からの批判や、憲法学に固有の新論点をも加味し、両者の対話可能性を分析すると同時に、今後日本で「新しい権利」論が持つ可能性をも考察した。

研究成果の概要(英文): This project intends to seek for a new theoretical framework for the analysis of new theories of rights that have emerged in order to defend the vulnerable status of powerless minorities. It did so by comparing and combining the research findings of contemporary political philosophy and constitutional law. It first attempted to clarify the features and limits of the arguments of the political philosophers by examining the ways in which various American and European constitutional theorists reacted to political philosophers. It also examined the counter-reactions of political philosophers to the new arguments from those American and European constitutional theorists. Likewise, it highlighted the new issues and arguments presented specifically by the constitutional theorists, and explored the reasons why they were not shared by the political philosophers. Finally, it examined the possible way in which theories of new rights will be developed in the Japanese academic world. This project it intends to show how political theorists and constitutional theorists can work together to develop new theories of rights suitable for the current condition of our time.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	500, 000	0	500, 000
2011年度	500, 000	150, 000	650, 000
2012年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
総計	1,600,000	330, 000	1, 930, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:政治学・政治学

キーワード:権利論、ロールズ、キムリッカ、ナスバウム、共生社会、ヤング、関係的権利論、 動物の権利

1. 研究開始当初の背景

政治的弱者の保護を通じて、社会内における多様な集団の平和的な共存を目指す、いわゆる共生社会論への関心が高まっている。このした議論の具体的な内実は、例えばそこで保護の対象となる少数派の具体的類型の点点を見ても、多文化主義やフェミニズム、いる。あるいはこの議論は、それに動員されるり、その政策手段という観点から見ても、そうしている。そして、そうに議論の多様性の故に、共生社会論は、世界各国の政治学において、極めて多くの論者の関心を集めることとなった。

しかし、こうした共生社会論に関しては、 従来、統一的な分析枠組み・理論的枠組みの 構築が十分に行われておらず、その研究には いくつかの明らかな問題点が存在した。とい うのも、第一に、共生社会論は、いわば揺籃 期にある議論の特質として、その主体となる 各少数派・弱者集団の政治的・社会的要求そ れ自体が必ずしも明確化されておらず、そも そも個別・単体の議論としても曖昧な部分を 多く残していた。第二に、こうした議論の曖 味性は更に、多様な少数派主体の展開する議 論や運動の全体を視野に入れ、その総体を考 察する段階に至ると更に増幅される。即ち、 共生社会論の持つ議論の多様性は、その政治 的影響力の源泉であったと同時に、その論点 が余りに多様化・曖昧化し、かえってその議 論の影響力を減殺する効果をも伴っていた のである。

2. 研究の目的

そこで、本研究の研究代表者は、以下のような理由から、こうした共生社会論の中で弱者保護のために提起される、多様な新しい権利概念に関し、政治哲学と憲法学の双方において展開されつつある議論を比較対照することにより、共生社会論分析のための新しい分析枠組・理論的装置を開発することが必要だと考え、今回の研究を開始した。

第一に、こうした共生社会論の主役たる多様な少数派の政治的要求は、多くの場合、新しい政治的権利の権利要求という形態をとっている場合が多く、それ故に、共生社会論研究の主たる課題は、こうした新しい権利研究に設定することが有効である。そうした新しい権利の具体例は多数存在し、例えば、多文化主義で挙げられる文化的少数派の保留地使用権や、女性・子供の諸権利など、枚挙に暇がない。

第二に、こうした新しい権利論研究に際しては、政治哲学と憲法学の対話・協力を通じて、新しい統一的な分析枠組・理論的装置を開発

することが有効な方法だと考えられる。というのも、こうした新しい権利論研究は当初、政治哲学の領域で活発化した経緯があり、その実例としては、権利論一般に対する新しい関心を喚起した、故 J・ロールズや R・ドゥオーキンらのいわゆる権利論的リベラリッ本の議論や、文化的少数派というより具体力な弱者の権利を論じたウィル・キムリッが憲治を挙げることが可能である。だが、ある。をが明れており、本者の特にも次第に大がりがある。は、高者察を通じて、新しい権利論研究への手がかりを得られる可能性が高いと予想されたからである。

3. 研究の方法

そこで本研究では、以下のような方法を用いて、憲法学及び政治哲学両領域の議論・文献を収集し、それらに関し多様な方向から比較分析を試みた。

第一に、本研究では、共生社会論の主要な問題領域であり、新しい権利論研究の主要な対象領域ともなる政治的少数派類型として、多文化主義が問題化する文化的少数派、フェミニズムが問題化する女性や老人・障害者、自然との共生問題が浮上するに伴って問題化された子供や胎児・動物等という、三つの少数派類型を採り上げた。そしてその上で、これら三つの少数派類型に付与される新しい権利の正当化根拠論と類型論に関して、憲法・政治哲学双方の領域での議論を比較検討した。

第二に、上述した作業のうち、まず新しい権利の正当化根拠に関しては、各論者の権利論を、その基底をなす人間観・社会観・司法観・政治観などとも関連付けつつ把握することにより、各論者の権利論と法理論・政治理論全体との関連に留意しながら考察を行った。

第三に、新しい権利の類型論に関しては、 例えば文化的少数派に関しては、その少数派 言語使用権・保留地使用権、女性や障害者に 関しては関係的権利概念、子供に関しては公 教育における決定参加権等、各々の少数派類 型を特徴付ける諸権利の所在に着目しつつ、 各諸権利を権利主体・効果等の側面から細分 化し、相互の比較を試みた。

第四に、これら諸作業の全体に関連する作業上の留意点として、本研究の主たる対象が、欧米における最新の論争に関連するものであることに鑑み、本研究の資料収集作業に際

しては、学会報告やネット上の議論等、正式な公刊前の私的な見解の所在にも十分に留意し、議論の最新の動向を反映するように努力した。

4. 研究成果

(1)①第一に、本研究では、文化的少数派に 関する政治哲学的研究と憲法的研究の双方 を、まず最も抽象的・理論的な次元で比較し、 両者のいわば相互浸透現象の進展を確認す ることが出来た。即ち、この領域における憲 法学的研究と政治哲学的研究を比較した場 合、新しい権利の具体的権利類型や、その担 い手となる少数派文化の諸類型、各権利の正 当化根拠などの次元において、必ずしも大き な差異は存在しない。その中で両者の差異を 敢えて指摘すれば、憲法学的研究の場合、権 利実現の主たる舞台を司法的救済に求める 傾向が強いが、これに対し政治哲学的議論で は、司法権とともに議会等のより広い政治過 程にも期待する傾向がみられる、等の知見が 明らかになった。

②さらに、本研究では、文化的少数派に関す る政治哲学的研究と憲法的研究の双方が共 有するより具体的な論点として、近年両者の 間で論争が活性化する、文化的権利が他の政 治的弱者の諸権利を阻害する可能性を巡る 論点の所在に着目し、この点に関する両者の 議論を比較した。その結果、憲法学において は、例えば Shachar らに代表されるように、 多様な弱者相互の対立を、主として権利紛争 管轄権の細分化を通じた、集団の棲み分けと 社会的連帯・相互交流の分断という戦略によ って沈静化しようとする傾向性がみられる のに対し、政治哲学では、Deveaux らに代表 されるように、むしろ熟議によるコンセンサ ス形成という、社会的連帯強化を通じた対立 の調停という見解が有力化しつつある、等の 新しい知見が得られた。

(2) ①第二に、本研究では、女性や老人・障害者等の諸権利に関する政治哲学的研究を理論を決定では、政方に共通する特色と、双方に共通する特色と、双方に共通する特色と、双方に共通する特色と、双方に共通する特色と、大力にのの諸権利は、女性の経過をを原型として、そこから強いことが確認をして、を原型として、る傾向した権利領域における政治哲学的研究と憲法学においては私の政治哲学においては相互の利益対立の問題が自覚されての連帯可能性を強調する傾向が強い、等の知見が得られた。

②更に本研究では、こうした女性や老人・障 害者等の弱者に対する画一的で普遍的な取り 扱いを拒絶し、かかる弱者類型に対する救済 が、個別具体的な状況や文脈に即した、臨機 応変で柔軟な対応を要請すると主張する、近 年の憲法学におけるいわゆる関係論的権利論 の特質について、Minowらの議論を手がかりに 検討した。その結果、憲法学の内部では、関 係論的権利論の柔軟性に対する評価とともに この理論が弱者の権利をむしろ曖昧化し、 弱体化させる危険も指摘されつつある、とい う知見が明らかになった。また同時に、政治 哲学の内部では、こうしたケアの場に固有の 救済の特徴や、それを可能にする権利理論に 関する考察は、従来ケアの倫理の名の下に発 展されてきたが、こうしたケアの倫理の特質 や問題点を考察する際には、その代表的主張 者であるHeldの議論を、FrankfurtやDarwall らの議論と対比しつつ考察することが有益で あること、等が明らかになった。

(3) ①最後に、本研究では、完全な合理的判断 力を備えた理性的存在者としての成人と、半 理性的な存在者としての子供・胎児や、非人 間的存在としての動物等の共生可能性を考察 するために、憲法学的・政治哲学双方におけ る子供や胎児等の権利論と成人の権利論の比 較研究を行った。その結果、胎児に一定の権 利主体性を認める傾向は、憲法学と比して政 治哲学においてより強く認められ、その意味 で、この傾向は政治哲学に特徴的な現象であ る、という知見が明らかになった。加えて、 子供の権利理論に関しては、憲法学・政治哲 学の双方において、この権利に関する関心が 近年急速な広がりを見せており、特に子供の 教育に関する諸権利などの論点に関しては、 両者の積極的な交流も開始されつつある、等 の重要な知見が得られた。

②更に本研究では、憲法学的・政治哲学的な 権利論の双方における、動物の権利理論の特 質を、両者の人間の権利論などをも踏まえつ つ比較対照した。その結果、憲法学における 動物の権利論は、動物を道徳的に物質・物と 連続的な存在と位置づけた上で、単なる無生 物的な物質と区別される動物に固有な利益擁 護に関わる諸権利を論じる傾向が強い、と言 う重要な知見が得られた。また他方、政治哲 学的な動物の権利論に関しては逆に、動物を むしろ人間とより連続的な存在と把握した上 で、動物の諸権利を、人間に付与された諸権 利をどの程度減殺し、どのような形で類推適 用することが適切か、という観点から理論化 される傾向が強い、等の重要な知見が得られ た。

③本研究では、以上の欧米での議論の展開を

日本における類似の議論と比較することによ り、日本における新しい権利論研究の現状と 将来の展望に関しても考察した。その結果、 日本においては、本研究で扱った共生政策の 三分野のいずれにおいても、政治哲学と憲法 学の対話が欧米ほど進展していないこと、ま たそうした対話の遅れの背景として、日本で は司法消極主義により権利概念の内包する政 治性に対する政治哲学者の認識が弱いことが 指摘できること、等の重要な知見が明らかに なった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①飯田文雄

「書評・政治理論:対象 トマス・ポッゲ/ 立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務 があるのか:世界的貧困と人権』生活書院、 2010年;伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか: グローバルな正義とコスモポリタニズム』人 文書院、2010年」、日本政治学会編『年報政 治学 2012- I 』

査読無、2011年、291-293頁

②飯田文雄

「現代政治思想と格差社会」、『神戸大学最 前線-研究・教育・産学官民連携』 查読無、Vol. 13、 2010年、18頁

[学会発表](計7件)

- ① "Postwar Japanese Liberalism and the Self-Government," of International Political Science Association Meeting (Madrid, Spain), 2012. 7. 11
- 2" Reply to Dr. Colin Tyler," Joint International Conference held by Kobe University and Political Studies Association (U.K.) "Bridging Normative and Empirical Approaches to International Relations,"

(Kobe University, Japan) 2012. 5. 28

③Fumio Iida

"Is Japanese Basic Income Possible?" Chaire Hoover Seminar (Louvain Catholic University, Belgium) 2012. 2. 21

④飯田文雄

「日本型ベーシック・インカム:その可能 性?」、日仏会館フランス国立日本研究セン ター一般公開講演会 『危機の時代における ベーシック・インカム』

2012年1月28日 日仏会館

⑤Fumio Iida

"Can Exit Right Really Save Internal Minorities?"

2011 Annual Meeting,

2011. 9. 2

American Political Science Association (Seattle, USA)

⑥Fumio Iida,

"Towards a Liberal Theory of Returnees," 2011 Annual Meeting 2011. 4. 22

Western Political Science Association (San Antonio, USA)

⑦飯田文雄

「短期滞在者の権利理論は可能か?」 日本政治学会 2010年10月10日 中京大学名古屋キャンパス

[図書] (計4件)

①飯田文雄

「平等」

川崎修・杉田敦編『現代政治理論:新版』有

2012年、99-136頁。

② Terrell Carver, Shin Chiba, Reiji Matsumoto, James Martin, Bob Jessop, Fumio Iida &Atsushi Sugita

"The East/West Perspective and Civil Society: Making Visible Similarities and Differences, " Terrell Carver and Jens Bartelson (eds.),

Globality

Democracy and Civil Society, Routledge 2011, pp. 24-30.

③Fumio Iida

"The 'Postwar Enlightenment' Project: Masao Maruyama and Liberal Society, "Terrell Carver and Jens Bartelson (eds.),

Globality

Democracy and Civil Society Routledge

2011, pp. 46-63.

④飯田文雄

『ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論』 全労済協会 2010 年、総頁数 82 頁

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

飯田 文雄 (IIDA FUMIO) 神戸大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:70184356

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし